

令和2年第1回 松山市教育委員会定例会

(重松事務局次長)

ご起立をお願いします。

一同礼。

(一同)

お願いします。

(重松事務局次長)

ご着席ください。

(教育長)

ただいまから、令和2年第1回松山市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

まず、本日の会議録署名人に松坂委員を指名いたします。

ここで、お知らせいたします。

本市の教育委員会では、松山市教育委員会会議規則に基づき、傍聴人に限り入室を許可できることとしています。

本日の教育委員会定例会には、1人の傍聴を許可しておりますので、ご報告いたします。

あわせて、カメラの撮影等も許可をしておりますので、申し上げます。

傍聴人に申し上げます。

教育委員会の傍聴にあたっては、議案・報告等案件に対して賛成あるいは反対の意見表示をしたり、会議の妨害となる行為をすることは禁じられております。

規則等に基づき非公開の議決があった時は、一時的に退席していただきます。

また、規則等に違反する場合は、退席を命ずることがありますので、申し上げます。

それでは、議事に入ります。

日程第1 議案第1号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

友近地域学習振興課長から説明を求めます。

(友近課長)

地域学習振興課です。

よろしく願いいたします。

お手元の資料1ページをお願いいたします。

議案第1号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」ご説明申し上げます。

各公民館の事業計画や管理運営等を審議する公民館運営審議会委員は、松山市公民館条例第3条第2項及び松山市公民館運営内規第4条第4号により教育委員会が委嘱することとなっております。

今回、委嘱している公民館運営審議会委員のうち、3名が退任し、新たに2名の委員を委嘱するものでございます。

まず、退任される方につきましては、地域で就任している役員の交代等の理由により、公民館運営審議会委員の辞任願いが教育委員会に提出されたものでございます。

また、今回、委嘱を予定している方々は、先ほどの退任者の後任として、地域団体の役職に就かれています方々となっております。

なお、任期は、令和2年1月15日から令和3年3月31日までとなっております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

それでは、議案第1号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することについてご意義ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご意義なしと認めます。

よって、議案第1号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第2 報告第1号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

友近地域学習振興課長から説明を求めます。

(友近課長)

地域学習振興課です。

よろしくお願ひいたします。

お手元の資料3ページをよろしくお願ひいたします。

報告第1号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」ご説明申し上げます。

松山市民館条例第3条第2項及び松山市民館運営内規第4条第4号により、道後公民館運営審議会委員和田亮二さんの退任及び磯野誠三さんの委員委嘱について、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、教育長の専決により処理いたしましたので、ご報告いたします。

以上で説明を終わります。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第1号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」ご意義ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご意義なしと認めます。

次に、日程第3 報告第2号「社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

友近地域学習振興課長から説明を求めます。

(友近課長)

地域学習振興課です。

よろしくお願ひいたします。

お手元の資料5ページをお願ひいたします。

報告第2号「社会教育委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

社会教育委員は、社会教育法第15条及び松山市社会教育委員条例第2条の規定により、教育委員会が委嘱することとなっており、令和元年11月14日をもって、松山市社会教育委員の任期が満了となったため、その後任者を委嘱するものでございます。

今回、委嘱する社会教育委員は、資料5ページの就任者氏名等とおりでございますが、総数18名のうち、留任は15名、新任は3名となっており、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、教育長の専決により処理いたしましたので、ご報告を申し上げます。

なお、任期は、令和元年11月15日から令和3年11月14日までの2年間となっております。

以上で説明を終わります。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第2号「社会教育委員の委嘱について」ご意義ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご意義なしと認めます。

次に、日程第4 報告第3号「学校歯科医の退任及び委嘱について」を議題といたします。

石橋保健体育課長から説明を求めます。

(石橋課長)

保健体育課石橋でございます。

よろしくお願ひいたします。

学校歯科医の退任及び委嘱についてご報告をいたします。

資料の8ページをお願ひいたします。

北条小学校の学校歯科医である岩淵泰三氏が令

和元年10月20日にご逝去されたことに伴いまして、松山市歯科医師会から後任の推薦を受けましたので、令和元年11月1日付で松本信氏を委嘱いたしました。

このことは教育長の専決処分にて実施いたしましたので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、今回、ご報告するものです。

以上でございます。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第3号「学校歯科医の退任及び委嘱について」ご意義ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご意義なしと認めます。

次に、日程第5 説明事項「令和2年度以降の運動会・体育大会の開催時期等の見直しについて」を議題といたします。

石橋保健体育課長から説明を求めます。

(石橋課長)

引き続きよろしく願いいたします。

資料の10ページ、11ページをご覧ください。

令和2年度以降の運動会・体育大会の開催時期等の見直しについてご説明をいたします。

近年の地球温暖化に伴いまして、熱中症の発症件数は年々増加傾向にあります。

体温調整機能がまだ十分に発達していない児童生徒にとっては、大人よりも熱中症を発症するリスクが高く、特に注意をするよう各学校には啓発をしてまいりました。

そうした中、昨年9月の運動会・体育大会の練習及び本番では、34名の児童生徒が熱中症と診断

され、10名が救急搬送されました。

そのうち1名は心臓マッサージによって意識を回復するという、大変危険な状態に陥りました。

このことは学校医の先生方にも心配をさせていただきまして、松山市医師会から、「練習が暑い時期と重なる9月は、運動会・体育大会の開催を避けるべきである」というご意見をいただきました。

そこで本市では、児童生徒の命と健康を守るため、小中学校の校長会とも相談し、これまで9月に開催していた松山市立小・中学校の秋の運動会・体育大会を、来年度から10月開催を基本とする指針を、昨年12月5日付で各学校に通知しました。

開催時期の変更に伴いまして、練習開始時期も変更し、9月上旬の練習は禁止をしています。

練習は午前中を基本とし、環境省の示す暑さ指数が31℃以上の場合は、練習を中止することとしています。

また、学校の規模や地域の実情に応じ、午前中開催も含め、開催時間の短縮を検討してもらいます。

さらに、日本スポーツ協会が定めた「熱中症予防のための運動指針」を参考に、暑さ指数に応じた対応を求めています。

その他、練習及び当日の熱中症対策として、帽子の着用 of 徹底等、有効な手段をいくつか示しております。

ご承知のとおり、小・中学校のグラウンド等は、地域の幼稚園や保育園、地区の運動会等にもお貸ししておりますので、令和2年度以降の開催日程等は、指針を参考に、各学校が地域の皆さんと相談しながら決定することとなります。

今後とも、子どもたちの命と健康を第一に考え、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

豊田委員。

(豊田委員)

非常に大事なことだと思います。

1つ質問なのですが、練習及び当日の熱中症対策の5番の2に、帽子の着用を徹底させるとありますが、今年度、中学校の運動会を見ていて、急遽、帽子をかぶりなさい、というようなことだったのだと思うのですが、不揃いな感じが正直したんです。

もちろん、それでも着用させないといけないというのはよくわかります。

それで、小学校は体操帽というのがありますよね、それを引き継ぐような形で中学校はある程度、体育の授業を夏の期間は帽子着用を原則にするというふうな方針を出してもいいのかなと、運動会の練習とか当日だけではなくて、普段からそういうふうにした方がいいのかなというような気がするのですが、その点について、何かお考えを持っておられるのでしょうか。

(石橋課長)

今回の指針は、運動会・体育大会に限ってのことだったので、このような書き方になってしまいましたけれども、当然、体育の練習の機会についても、そのようにしていただけたらなというふうに思っております。

いずれ、その内容については各中学校にも啓発してまいりたいと思っております。

よろしく願いいたします。

(教育長)

その他、ございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、本日予定の日程は以上となりますが、委員の方々から何かご意見等がございましたらお願いいたします。

(一同)

なし

(教育長)

友近課長。

(友近課長)

報告第2号「社会教育委員の委嘱について」なんですけれども、一カ所、訂正がございます。

大変、申し訳ございません。

名簿、就任者氏名等の欄、上から10番目、友近裕識様、松山市立小学校長会会長、新玉小学校長になっておりますけれども、久米小学校長の間違いでございます。

訂正の程、よろしく願いいたします。

申し訳ございません。

(教育長)

久米小学校に訂正をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

これにて、令和2年第1回定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(重松事務局次長)

ご起立をお願いいたします。

一同礼。

(一同)

ありがとうございました。